

2018年1月30日 全6頁

有償ストック・オプションの会計処理が確定

原則費用計上が必要だが、(費用計上しない)従来の会計処理の継続も可能

金融調査部
主任研究員 金本悠希

[要約]

- 2018年1月12日、企業会計基準委員会が実務対応報告を公表し、いわゆる「有償ストック・オプション」の会計処理を明らかにした。有償ストック・オプションは、近年多くの企業で導入されているが、ストック・オプション会計基準が適用されるか明らかでなかったため、現状、多くの企業では費用計上されていないようである。
- 実務対応報告では、権利確定条件付き有償新株予約権(有償ストック・オプション)は、原則としてストック・オプション会計基準上のストック・オプションに該当するとされ、「権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額－払込金額」を費用計上することが求められる。
- 実務対応報告は、2018年4月1日以後適用される。ただし、実務対応報告の適用日より前に従業員等に付与したのものについては、従来採用していた会計処理を継続することが認められる。この場合、権利確定条件付き有償新株予約権の概要と、採用している会計処理の概要を注記することが求められる。

1. はじめに

2018年1月12日、企業会計基準委員会(ASBJ)が、実務対応報告第36号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(「本実務対応報告」)等を公表した¹。これは、近年、多くの企業によって発行されている、いわゆる「有償ストック・オプション」の会計処理を明らかにするものである。本稿では本実務対応報告について解説する。

¹ https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/practical_solution/y2018/2018-0112.html

2. 本実務対応報告について

(1) 経緯

近年、多くの企業において、いわゆる有償ストック・オプションを付与する事例が見られる²。有償ストック・オプションとは、一定の額の金銭を払い込んだ従業員等に対して企業が交付する、権利確定条件が付されている新株予約権（権利確定条件付き有償新株予約権）を指す。従業員等が一定の額の金銭を払い込む点で、通常のストック・オプションと異なる。権利確定条件として、一定水準の営業利益や売上高等を達成することを権利行使条件とする、業績条件が付されているという特徴がある。

権利確定条件付き有償新株予約権は、「ストック・オプション等に関する会計基準」（ストック・オプション会計基準）の公表時には想定されておらず、会計上の扱いが明確ではなかった。実務上は、新株予約権に関する会計基準である企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」（複合金融商品適用指針）を適用し、費用計上されていないようである。

ASBJは、権利確定条件付き有償新株予約権の会計処理について検討を行い、2017年5月に公開草案を公表した。ASBJは、同案に寄せられた意見を踏まえて検討を行い、2018年1月12日に本実務対応報告を公表した。

(2) 適用範囲

本実務対応報告は、企業がその従業員等に対して権利確定条件が付されている新株予約権を付与する場合に、新株予約権の付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む取引を対象とする（当該取引において付与される新株予約権を「権利確定条件付き有償新株予約権」という）。

具体的には、概ね次の内容で発行される³権利確定条件付き有償新株予約権が対象となる（本実務対応報告2）。前述のように、権利確定条件として、少なくとも業績条件が付されているものが対象である（下記②参照）。

- ①企業は、従業員等を引受先として、新株予約権の募集事項（※1）を決議する。当該新株予約権は、市場価格（※2）がないものを対象とする。
- ②募集新株予約権には、権利確定条件として、勤務条件（※3）及び業績条件が付されているか、又は勤務条件は付されていないが業績条件は付されている。

² 2010年1月から2016年8月までに、有価証券報告書提出会社のうち289社が導入したとされている（2016年9月9日第344回企業会計基準委員会審議資料）。

³ 「概ね次の内容で発行される」とあるように、取引の内容が大きく異なる取引については、本実務対応報告の対象となりうる（本実務対応報告15参照）。一方、信託を通じて権利確定条件付き有償新株予約権を付与するスキームについては、第375回企業会計基準委員会（2017年12月20日）の議事において、本スキームについては検討していないためASBJとしての見解は明らかにできないが、ASBJ事務局としては対象外と考えている旨のコメントがなされている。

- ③募集新株予約権を引き受ける従業員等は、申込期日までに申し込む。
- ④企業は、申込者から募集新株予約権を割り当てる者及びその数を決定する。割当てを受けた従業員等は、割当日に募集新株予約権の新株予約権者となる。
- ⑤新株予約権者となった従業員等は、払込期日までに一定の額の金銭を企業に払い込む。
- ⑥新株予約権に付されている権利確定条件が満たされた場合、当該新株予約権は行使可能となり、当該権利確定条件が満たされなかった場合、当該新株予約権は失効する。
- ⑦新株予約権者となった従業員等は、権利行使期間において権利が確定した新株予約権を行使する場合、行使価格に基づく額を企業に払い込む。
- ⑧企業は、新株予約権が行使された場合、当該新株予約権を行使した従業員等に対して新株を発行するか、又は自己株式を処分する。
- ⑨新株予約権が行使されずに権利行使期間が満了した場合、当該新株予約権は失効する。

- (※1) 募集新株予約権の内容（行使価格、権利確定条件等を含む。）及び数、払込金額、割当日、払込期日等。
- (※2) 市場において形成されている取引価格、気配値又は指標その他の相場をいう。
- (※3) 従業員等の一定期間の勤務や業務執行に基づく条件をいう（例えば、付与日から2年経過後から権利行使できるとされている場合、付与日から2年経過することが勤務条件となる（ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針51参照））。

(3) 適用する会計基準

本実務対応報告は、適用対象となる権利確定条件付き有償新株予約権は、原則として、ストック・オプション会計基準に定めるストック・オプションに該当するとしている（本実務対応報告4）。

ただし、以下の場合にはストック・オプション会計基準に定めるストック・オプションに該当せず、複合金融商品適用指針に従って会計処理を行うとされている。

権利確定条件付き有償新株予約権が、従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として用いられていないことを立証できる場合

(4) 会計処理

(ア) 費用計上の概要

権利確定条件付き有償新株予約権の費用計上額は、業績条件を充足する前は一定額に抑えられる⁴。業績条件を充足した場合、権利行使が見込まれる新株予約権の数が増加することに伴い、業績条件を充足した期の期末以降、費用計上額が増加することとなる（一方、業績条件が充足しなかった場合、費用計上額は増加しない）。

上記は次のような計算による。企業から給付される権利確定条件付き有償新株予約権は、従業員等からの反対給付である、「払込金額」と「サービスの提供」の合計額と等価交換されると考えられる（本実務対応報告30）。そのため、サービスの提供の額は次の額となり、これが費用計上額となる。

⁴ 本実務対応報告に掲載されている設例では、業績条件充足する前の期末日の費用（株式報酬費）は0と算出されている。

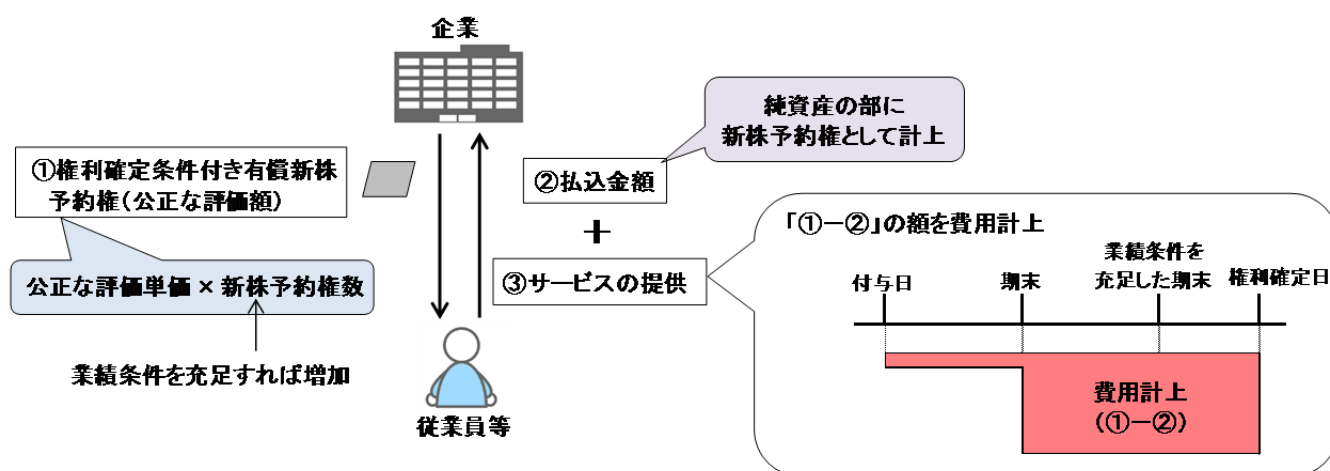
費用計上額＝①権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額－②払込金額

この「①権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額」は、次のように求められる。

公正な評価額＝(a)公正な評価単価×(b)権利確定条件付き有償新株予約権数

この「(b)権利確定条件付き有償新株予約権数」は「付与数－失効の見積数」と計算される。業績条件を充足した場合、権利確定が見込まれるため、失効の見積数が減少する。その結果、上記の(b)が増加し、費用計上額が増加することとなる。

図表 会計処理のイメージ



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

(イ) 権利確定日以前の会計処理

権利確定日以前の会計処理は、具体的には次のように行う（本実務対応報告5）。

権利確定条件付き新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額は、払込日において、純資産の部に新株予約権として計上する。

権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴い企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて費用として計上する。対応する金額を、当該権利確定条件付き新株予約権の権利の行使又は失効が確定するまでの間、純資産の部に新株予約権として計上する。

費用計上額の合計額は、「権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額から払込金額を差し引いた金額」とされている。費用計上額のうち各会計期間に計上される額は、上記のうち、対象勤務期間（付与日から権利確定日）を基礎とする方法その他合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額と算定される。権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額は、以下のように算定される。

公正な評価額＝公正な評価単価×権利確定条件付き有償新株予約権数

公正な評価単価は付与日において算定し、原則として見直さない。権利確定条件付き有償新

株予約権数の算定及びその見直しによる会計処理は、次の通り行う。

(A) 付与日

付与日において、付与数から、権利不確定による失効の見積数を控除して算定する。

(B) 付与日から権利確定日の直前

付与日から権利確定日の直前までの間に、業績条件を充足することが明らかとなった場合、権利確定が見込まれる権利確定条件付き有償新株予約権数が増加し、(ア)に記載の通り、費用計上額が増加することとなる。

会計処理としては、付与日から権利確定日の直前までの間に、権利不確定による失効の見積数に重要な変動が生じた場合、これに伴い権利確定条件付き有償新株予約権数を見直す。この場合、①と②の差額を、見直しを行った期の損益として計上する。

- ①見直し後の権利確定条件付き有償新株予約権数に基づく、権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額から払込金額を差し引いた金額のうち、合理的な方法に基づき見直しを行った期までに発生したと認められる額
- ②これまでに費用計上した額

(C) 権利確定日

権利確定日には、権利確定条件付き有償新株予約権数を権利の確定した数に修正する。①と②の差額を、権利確定日の属する期の損益として計上する。

- ①修正後の権利確定条件付き有償新株予約権数に基づく、権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額から払込金額を差し引いた金額
- ②これまでに費用計上した額

権利確定条件を充足せず権利不確定となった場合、新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(ウ) 権利確定日後の会計処理

権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える（本実務対応報告6）。

権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(5) 開示

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する場合、次の項目について注記が求められる（本実務対応報告 9、ストック・オプション会計基準 16）。

- ①ストック・オプション会計基準の適用による財務諸表への影響額
- ②各会計期間において存在したストック・オプションの内容、規模（付与数等）及びその変動状況（行使数や失効数等）（※）
- ③ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
- ④ストック・オプションの権利確定数の見積方法
- ⑤ストック・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行う場合、以下の額
 - (a)当該ストック・オプションの各期末における本源的価値の合計額
 - (b)各会計期間中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- ⑥ストック・オプションの条件変更の状況
- ⑦自社株式オプション又は自社の株式に対価性がない場合には、その旨及びそのように判断した根拠

（※）対象となるストック・オプションには、適用開始より前に付与されたものを含む。

(6) 適用時期等

本実務対応報告は、**2018年4月1日**以後適用される（本実務対応報告の公表日以後、適用可）（本実務対応報告 10）。

ただし、本実務対応報告の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、**従来採用していた会計処理を継続することができる**。この場合、(5) 記載の項目に代えて、次の事項の注記が求められる。

- ①権利確定条件付き有償新株予約権の概要（各会計期間において存在した権利確定条件付き有償新株予約権の内容、規模（付与数等）及びその変動状況（行使数や失効数等））（※）
- ②採用している会計処理の概要

（※）ただし、付与日における公正な評価単価については、記載を要しない。

（以上）